

平成23年3月3日

本部内各部課（所、隊）長

警察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県暴力団排除条例及び同条例施行規則の施行について

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）及び茨城県暴力団排除条例施行規則（平成23年茨城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）が公布され、平成23年4月1日から施行されることとなった。

条例及び規則の運用に必要な手続、留意事項等は、次のとおりであるから、事務処理上誤りのないようになされたい。

## 記

### 第1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- 1 公安委員会による調査 条例第20条の規定による説明又は資料の提出をいう。
- 2 勧告 条例第21条の規定による勧告をいう。
- 3 公表 条例第22条の規定による公表をいう。
- 4 公安委員会による調査等 茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による調査、勧告及び公表をいう。
- 5 違反行為 条例第20条第1号から第3号に規定する行為をいう。
- 6 違反行為等 違反行為及び勧告に従わない行為をいう。

### 第2 暴力団排除活動の一層の推進

#### 1 趣旨

暴力団対策には、警察が実施する取締りに加え、社会全体が一体となり暴力団排除活動を推進することが必要不可欠である。

近年、公共工事等公共事業からの暴力団等の排除対策を始め、各種業法におけ

る暴力団排除条項の整備や銀行・証券取引等からの暴力団排除等の施策が充実してきたことも踏まえ、条例の施行により暴力団を社会から排除する活動を一層活性化させる必要がある。

## 2 基本理念の周知徹底

条例第3条に規定する基本理念は、暴力団を社会から排除するという県、県民及び事業者の決意を表したものである。暴力団排除活動の推進に当たっては、あらゆる機会を活用してこの基本理念の周知徹底を図り、暴力団が反社会的集団であることを一層明確にして、暴力団の社会からの孤立化を徹底すること。

## 3 県民、関係機関等との連携協力の強化

組織的に活動する暴力団に対しては、県、県民及び事業者並びに関係機関（市町村を含む行政機関、公益財団法人茨城県暴力追放推進センター及び茨城県民事介入暴力対策協議会をいう。）及び地域住民や職域により暴力団排除活動を行う団体が一丸となり排除に取り組む姿勢が重要である。各種警察活動を通じて社会一体となった暴力団排除活動の重要性を周知するとともに、関係機関及び関係団体と連携した暴力団排除活動の活性化を図ること。

## 4 市町村への積極的な協力

条例第11条は、市町村が実施する暴力団の排除のための施策に対して、県が情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うことを規定している。暴力団排除活動を一層推進するためには、県のみならず、より地域に密着した県内の全ての市町村が、その地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策を行う必要がある。

警察署長は、管内の市町村に対して、市町村の定める暴力団の排除のための条例の制定、市町村の事務又は事業からの暴力団の排除のための措置その他の暴力団の排除のための施策が推進されるよう積極的に働きかけるとともに、それに協力すること。

# 第3 県民等に対する支援

## 1 趣旨

条例第8条は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の自主的な暴力団排除活動の促進を図るため、県の県民等に対する暴力団排除に関する情報の提供等の必要な支援及び暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する保護のための必要な措置を講ずることが定められたものである。

警察は、県民等による暴力団排除活動が実効を上げるための支援及び安心してその活動に取り組めるようにするための保護の万全を図る必要がある。

## 2 暴力団に関する相談への適切な対応

警察職員は、暴力団又は暴力団員に係る相談を受理した場合は、速やかに所属長に報告すること。また、その処理に当たっては、相談の内容に応じて、条例第8条第1項に規定する必要な支援を行うほか、積極的に事件化を図るとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による行政命令の発出等適切な措置を講ずること。

## 3 適正かつ積極的な情報提供

条例第8条第1項に規定する必要な支援のうち、部外への暴力団情報の提供については、暴力団排除のための部外への情報提供について（平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）に基づき適正かつ積極的に対応すること。

## 4 的確な保護対策の推進

条例第8条第2項に規定する保護のために必要な措置については、茨城県保護対策実施要綱の一部改正について（平成18年12月16日付け通達甲組対第56号）に基づき的確な保護対策を推進すること。

# 第4 暴力団事務所の開設及び運営の禁止に係る取締り

## 1 趣旨

条例第13条第1項においては、青少年の健全育成に資する環境を整備するために、同項各号に規定する施設（以下「保護対象施設」という。）の敷地の周囲200メートルの区域内には暴力団事務所の開設及び運営を禁止し、当該違反者に対して条例第24条において罰則が定められたものである。

なお、条例第13条第1項第6号に規定する保護対象施設は、規則第2条で定められている。

## 2 禁止区域の範囲の確実な把握及び立証措置

警察署長は、管内における保護対象施設に係る暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）の範囲を確実に把握するとともに、当該違反の取締りに当たっては、保護対象施設の敷地の外周から直線距離で200メートル以内が禁止区域であることの立証措置を確実に行うこと。

## 3 組織犯罪対策課との連携

当該違反の取締りに当たっては、刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策

課」という。)との連携を密にして適正を期すること。

## 第5 警察職員による調査

### 1 趣旨

公安委員会による調査等が行われるためには、違反行為等があったこと又は違反行為があった疑いがあることを認定する必要があるが、その認定のために警察職員が調査を行うものである。

### 2 調査の開始等

- (1) 警察職員は、違反行為等の端緒を認知したときは、その内容について所属長に報告する。
- (2) (1)による報告を受けた所属長は、当該違反行為等に関して警察職員による調査の必要があると認めるときは、調査を担当する警察職員（以下「調査担当者」という。）を指名して当該調査を開始する。
- (3) 所属長（刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）を除く。）は、当該調査の過程において、公安委員会による調査等を行う必要があると認めるときは、当該調査に係る違反行為等の内容を組織犯罪対策課長に通知する。
- (4) (2)にかかわらず、(1)による報告を受けた所属長は、自ら調査を行うことが適当でないと認めるときは、組織犯罪対策課長と協議の上、他の適切な所属長に当該調査を引き継ぐ。

### 3 調査の方法

#### (1) 事情聴取

ア 調査担当者は、違反行為等の関係者から事情聴取を行ったときは、事情聴取書（別記様式第1号）を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押印を求める。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載する。

イ 調査担当者は、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、事情聴取を行った場合で事情聴取書を作成するいとまがないとき、その他の事情により事情聴取書を作成することができないときは、事情聴取報告書（別記様式第2号）を作成する。

#### (2) 物件の提出要求

- ア 調査担当者は、公安委員会による調査のほか、必要があると認めるときは、書類その他の物件の所持人に対し、当該物件の提出を求める。
- イ 調査担当者は、物件の提出を受けた場合は、提出物件目録（別記様式第3号）を作成し、その写しを提出者に交付する。
- ウ 調査担当者は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書（別記様式第4号）の提出を求める。
- エ 調査担当者は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書（別記様式第5号）と引換えにより行う。

#### 4 所属長への報告等

- (1) 調査担当者は、調査した事案について、違反行為があった疑いがある場合で公安委員会による調査が必要であると認めるとき、又は違反行為等に該当する場合で勧告若しくは公表が必要であると認めるときは、総括報告書（別記様式第6号）を作成の上、疎明資料を添えて所属長に報告する。
- (2) 所属長（組織犯罪対策課長を除く。）は、(1)による報告を受けたときは、関係書類を送付することにより、組織犯罪対策課長に当該事案の処理を引き継ぐ。この場合において、組織犯罪対策課長は、引継ぎを受けた事案に追加して警察職員による調査が必要であると認めるときは、当該調査を行った所属長に必要な調査を依頼することができる。

#### 5 組織犯罪対策課長の措置

組織犯罪対策課長は、4(1)による報告又は4(2)による引継ぎを受けたときは、公安委員会による調査等の要件の該当性及び必要性並びに対象者について審査し、公安委員会による調査等を行う必要があると認めるときは、疎明資料を添えて公安委員会に報告する。

#### 6 留意事項

##### (1) 総括報告書作成上の留意事項

ア 公安委員会による調査に関する総括報告書について

(ア) 違反行為があった疑いがあることを疎明すること。

(イ) 公安委員会による調査の対象者と違反行為との関係並びにその対象者に説明又は資料の提出を求める理由及び必要性を疎明すること。

イ 勧告に関する総括報告書について

違反行為の事実及び当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼす

おそれがあると認められることを疎明すること。

ウ 公表に関する総括報告書について

(ア) 公表の根拠となる公安委員会による調査又は勧告の内容について疎明すること。

(イ) 勧告に従わない行為については、当該行為が暴力団の排除の観点から悪質性の高い行為であることを疎明すること。

(2) その他

ア 調査担当者は、調査の対象者が当該調査を何度も拒否する場合において、違反行為があった疑いがあると認められるときは、公安委員会による調査に速やかに移行するなど適切な措置を講ずること。

イ 警察職員による調査は、違反行為等の事実を明らかにするために必要な限度で行う任意活動であることを認識し、いやしくもこれを濫用して、県民等の正当な権利を侵害することのないよう留意すること。

## 第6 公安委員会による調査

### 1 趣旨

規則第3条及び第4条は、違反行為の有無を確定し、勧告の妥当性を担保するための公安委員会による調査についての手続が定められたものである。

### 2 手続の流れ

公安委員会は、説明（資料提出）要求書（規則別記様式第1号）により対象者に説明又は資料の提出を求め（規則第3条第1項）、その対象者は、説明（資料提出）書（規則別記様式第2号）を提出すること（規則第3条第3項）とされている。また、公安委員会が口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求め（規則第3条第2項）、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する警察職員に聴取させることができる（規則第4条第1項）。

なお、公安委員会は、説明又は資料の提出の求めについては、説明（資料提出）書の提出期限の日又は口頭による説明期日（以下「説明期日等」という。）までに相当な期間をおいて行い（規則第3条第4項）、必要に応じて、説明期日等までに説明又は資料の提出がない場合の措置（規則第3条第5項）及び口頭による説明の日時又は場所の変更についての措置（規則第4条第2項から第4項まで）を講ずる。

### 3 説明（資料提出）要求書の送達

組織犯罪対策課長は、公安委員会が公安委員会による調査の必要があると認めるときは、その対象者に対して第11に定める書類の送達の要領に従い、説明（資料提出）要求書を送達する。

#### 4 説明（資料提出）書の受領

組織犯罪対策課長は、説明（資料提出）書を受領したときは、その内容を審査する。

#### 5 規則第3条第4項の相当な期間

規則第3条第4項の相当な期間は、調査の対象者が説明期日等までに説明又は資料の提出を十分に準備できる期間が必要であることを勘案し、原則として、対象者に説明（資料提出）要求書が送達されてから2週間以上の期間をおく。ただし、当該対象者の承諾が得られている場合で、公安委員会が説明又は資料の提出のため十分な期間があると認めるときは、この限りでない。

#### 6 口頭による説明の聴取

##### (1) 説明聴取官の指名

規則第4条第1項の規定により口頭による説明を聴取させる警察職員（以下「説明聴取官」という。）は、組織犯罪対策課管理官（特捜）その他組織犯罪対策課長が指名した者をもって充てる。

##### (2) 事情聴取書の作成及び組織犯罪対策課長に対する報告

ア 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、説明又は資料の提出を求める理由及び内容をその対象者に対し、説明しなければならない。

イ 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、2人以上で聴取を行うとともに、説明聴取官が指定する警察職員に第5の3(1)アによる方法で事情聴取書を作成させ、「聴取者」欄に当該作成者と連名して記名押印する。

ウ 説明聴取官は、口頭による説明を聴取した結果をイの事情聴取書により組織犯罪対策課長に報告する。

##### (3) 説明（資料提出）書等の提出の場合の提出物件目録等の作成

ア 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、説明（資料提出）書その他の物件の提出を受けた場合は、提出物件目録を作成し、その写しを提出者に交付する。

イ 説明聴取官は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書の提出を求める。

ウ 説明聴取官は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書と引換えにより行う。

## 7 口頭による説明の日時又は場所の変更

### (1) 申請があった場合等の措置

組織犯罪対策課長は、規則第4条第2項に規定する説明日時等変更申出書(規則別記様式第3号)の提出を受けたとき、又は口頭による説明の日時等の変更が必要であると認めるときは、公安委員会に報告するとともに、公安委員会に対して口頭による説明の日時等の変更の可否及び変更すべき日時又は場所についての判断を求める。

### (2) 説明日時等決定通知書の送達

組織犯罪対策課長は、公安委員会が規則第4条第4項の規定による決定をしたときは、その対象者に対して第11に定める書類の送達の要領に従い、説明日時等決定通知書(規則別記様式第4号)を送達する。

## 8 公安委員会による調査後の措置

### (1) 違反行為等があったと認めるときの措置

組織犯罪対策課長は、公安委員会による調査の結果、違反行為等があったと認めるときは、勧告又は公表の要件該当性及び必要性並びに対象者について審査し、勧告又は公表を行う必要があると認めるときは、組織犯罪対策課の調査担当者に総括報告書を作成させた上、疎明資料を添えて公安委員会に報告する。

### (2) 違反行為等があったことが明らかでない場合

組織犯罪対策課長は、公安委員会による調査の結果、違反行為等があったことが明らかにならなかった場合で、補充調査の必要があると認めるときは、組織犯罪対策課の調査担当者に必要な補充調査を命じ、又は当該違反行為等の調査を行った所属長(組織犯罪対策課長を除く。)若しくは他の適切な所属長に必要な補充調査を依頼する。この場合において、組織犯罪対策課長は、再度公安委員会による調査を行う必要があると認めるときは、組織犯罪対策課の調査担当者に総括報告書を作成させた上、疎明資料を添えて公安委員会に報告する。

## 9 留意事項

公安委員会による調査に対して、その対象者が正当な理由がなくこれを拒んだ場合は、公表の対象となるが、正当な理由がないことが判明しない場合は、再度公安委員会による調査を行うなど、公表の正当性を担保するための必要な措置を



講ずること。

## 第7 勸告

### 1 趣旨

規則第5条は、違反行為をした者にその是正を求める行政指導である勸告を適正に行ったことを担保するための方法が定められたものである。

### 2 勸告書の送達

組織犯罪対策課長は、公安委員会が勸告を行う必要があると認めるときは、その対象者に対して第11に定める書類の送達の要領に従い、勸告書（規則別記様式第5号）を送達する。

### 3 勸告書の内容

勸告書中「勸告の原因となる事実」欄には、違反行為があった事実及び当該違反行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることを記載し、「勸告の内容」欄には、当該違反行為の是正を求める具体的事項を記載する。

## 第8 公表

### 1 趣旨

規則第6条は、公安委員会による調査及び勸告の実効性を担保するための公表について、その方法及び内容が定められたものである。

### 2 公表の方法

規則第6条第1項のインターネットの利用は、公安委員会及び警察本部のホームページに掲載して行うものとし、その期間は、2週間とする。

## 第9 意見を述べる機会の付与

### 1 趣旨

規則第7条及び第8条は、条例第22条第2項の規定による意見を述べる機会の付与についての手続が定められたものである。公表は、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第2条の不利益処分ではないが、当事者に対して実質的に不利益な影響を与えることとなるため、意見を述べる機会を付与することにより、公表の正当性を担保する。

### 2 手続の流れ

公安委員会は、意見の聴取通知書（規則別記様式第6号）により当事者に意見を述べる機会を付与し（規則第7条第1項）、当事者は、申述書（規則別記様式第7号）を提出すること（規則第7条第3項）とされている。また、当事者は、

意見を述べるに当たり、証拠資料を提出できる（規則第7条第4項）。

公安委員会が口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、口頭による意見を述べる機会を与え（規則第7条第2項）、本部長が指名する警察職員に聴取させることができる（規則第8条第1項）。

なお、公安委員会は、意見を述べる機会の付与の通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日（以下「聴取期日等」という。）までに相当な期間をおいて行い（規則第7条第5項）、必要に応じて、聴取期日等までに申述書の提出等がない場合の措置（規則第7条第6項）及び口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更についての措置（規則第8条第2項から第4項まで）を講ずる。

### 3 意見の聴取通知書の送達

組織犯罪対策課長は、公安委員会が公表を行う必要があると認め、当事者に意見を述べる機会を付与するときは、当事者に対して、第11に定める書類の送達の要領に従い、意見の聴取通知書を送達する。

### 4 申述書及び証拠資料の受領

組織犯罪対策課長は、申述書及び規則第7条第4項の証拠資料を受領したときは、その内容を審査する。

### 5 規則第7条第5項の相当な期間

規則第7条第5項の相当な期間は、当事者に意見の聴取通知書が送達されてから1週間以上とする。

### 6 口頭による意見の聴取

#### (1) 意見聴取官の指名

規則第8条第1項の規定により口頭による意見を聴取させる警察職員（以下「意見聴取官」という。）は、組織犯罪対策課管理官（特捜）その他組織犯罪対策課長が指名した者をもって充てる。

#### (2) 事情聴取書の作成及び組織犯罪対策課長に対する報告

ア 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、予定される公表の原因となる事実及び公表の根拠となる条例の条項をその当事者に対し、説明しなければならない。

イ 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、2人以上で聴取を行うとともに、意見聴取官が指定する警察職員に第5の3(1)アによる方法で事情

聴取書を作成させ、「聴取者」欄に当該作成者と連名して記名押印する。

ウ 意見聴取官は、口頭による意見を聴取した結果をイの事情聴取書により組織犯罪対策課長に報告する。

(3) 証拠資料等の提出の場合の提出物件目録等の作成

ア 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、証拠資料その他の物件の提出を受けた場合は、提出物件目録を作成し、その写しを提出者に交付する。

イ 意見聴取官は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書の提出を求める。

ウ 意見聴取官は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書と引換えにより行う。

7 口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更

(1) 申請があつた場合等の措置

組織犯罪対策課長は、規則第8条第2項に規定する意見の聴取日時等変更申出書（規則別記様式第8号）の提出を受けたとき、又は口頭による意見の聴取の日時等の変更が必要であると認めるときは、公安委員会に報告するとともに、公安委員会に対して口頭による意見の聴取の日時等の変更の可否及び変更すべき日時又は場所についての判断を求める。

(2) 意見の聴取日時等決定通知書の送達

組織犯罪対策課長は、公安委員会が規則第8条第4項の規定による決定をしたときは、その当事者に対して第11に定める書類の送達の要領に従い、意見の聴取日時等決定通知書（規則別記様式第9号）を送達する。

8 意見聴取後の措置

組織犯罪対策課長は、4による審査又は6による意見の聴取の結果について、組織犯罪対策課の調査担当者に総括報告書を作成させた上、公表の必要性の有無について、疎明資料を添えて公安委員会に報告する。

第10 代理人の選定

1 趣旨

規則第9条は、公安委員会による調査及び意見を述べる機会の付与に関し、当事者等の権利利益を十分に保護し、かつ、手続の実効性を担保し、及び迅速化を図る観点から、当事者等が代理人を選任できることが定められたものである（規則第9条第1項）。また、代理人が一部の手続のみを代理することによる手続の

煩雑性を避けるために、代理人が説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができることとされ（規則第9条第2項）、手続上、無用な紛議を避けるために、当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（規則別記様式第10号）又は代理人資格喪失届出書（規則別記様式第11号）により証明又は届出を行うこと（規則第9条第3項及び第4項）とされた。

## 2 代理人の管理

組織犯罪対策課長は、代理人選任届出書又は代理人資格喪失届出書を受領したときは、速やかに公安委員会に報告するとともに、各手続において選任された代理人について確実に管理を行う。

## 第11 書類の送達

### 1 送達事務取扱者

規則及びこの通達により送達すべきこととされている書類の送達事務の取扱者（以下「送達事務取扱者」という。）は、組織犯罪対策課課長補佐（暴力団対策）をもって充てる。

### 2 送達事務取扱者の任務

送達事務取扱者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 送達を受けるべき者及び送達場所が適当であるかどうかを確認すること。
- (2) 送達すべき書類の送達の方法を判断すること。
- (3) 送達すべき書類を送達し、又は他の調査担当者に送達させること。
- (4) 送達簿（別記様式第7号）を作成すること。

### 3 送達の方法

送達は、次に掲げる方法により行う。

#### (1) 交付送達

送達事務取扱者は、送達を受けるべき者の住所又は居所が必ずしも1か所に定まっていない場合、急を要する書類を送達する場合、送達の状況を明らかにする必要があると認められる場合等においては、交付送達により行う。

#### (2) 郵便等による送達

送達事務取扱者は、送達すべき場所が明らかであり、かつ、急を要しない書類を送達する場合においては、郵便（配達証明郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同

条第2項に規定する信書便（配達証明郵便に準ずるものに限る。）による送達により行う。

#### 4 送達の実施における留意事項

##### (1) 交付送達の実施

- ア 書類の交付は、受領確認書（別記様式第8号）と引換えにより行うこと。
- イ 書類を交付するに当たっては、交付の相手方に対して書類の内容を開示するとともに、口頭で書類の内容を告げ、可能な限りその状況を写真撮影しておくこと。
- ウ 送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わない場合は、送達事務取扱者の指揮を受けて、送達すべき場所を再度確認するなど、可能な限り送達を受けるべき者本人に交付するように努めること。
- エ 書類の交付送達を行った者は、送達の状況を交付送達実施報告書（別記様式第9号）に記録し、送達事務取扱者に報告すること。

##### (2) 郵便等による送達の実施

郵便等による送達を行った者は、送達の状況を郵便等による送達実施報告書（別記様式第10号）に記録し、送達事務取扱者に報告するほか、送達後に電話、訪問その他の方法により、送達を受けるべき者本人が書類の送達の実態を了知している旨の確認をし、当該確認の状況を郵便等による送達実施報告書の「事後処理の状況」欄に追記しておくこと。

#### 第12 関係書類の保存

組織犯罪対策課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次の表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
調査関係記録綴	事情聴取書	5年
	事情聴取報告書	
	提出物件目録	
	所有権放棄書	
	提出物件還付請書	
	総括報告書	
	受領確認書	
	交付送達実施報告書	
	郵便等による送達実施報告書	

	説明（資料提出）書	
	説明日時等変更申出書	
	代理人選任届出書	
	代理人資格喪失届出書	
	説明（資料提出）要求書（写し）	
	説明日時等決定通知書（写し）	
勸告関係記録綴	事情聴取書	
	事情聴取報告書	
	提出物件目録	
	所有権放棄書	
	提出物件還付請書	
	総括報告書	
	受領確認書	
	交付送達実施報告書	
	郵便等による送達実施報告書	
	勸告書（写し）	
公表関係記録綴	事情聴取書	
	事情聴取報告書	
	提出物件目録	
	所有権放棄書	
	提出物件還付請書	
	総括報告書	
	受領確認書	
	交付送達実施報告書	
	郵便等による送達実施報告書	
	申述書	
	意見の聴取日時等変更申出書	
	代理人選任届出書	
	代理人資格喪失届出書	
	意見の聴取通知書（写し）	
	意見の聴取日時等決定通知書（写し）	
送達簿綴	送達簿	3年